

2019(平成 31)年 1 月 7 日

「御同朋の社会をめざす運動」

中央委員会 御中

福岡教区教務所長

野村 宗雄

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進についての意見具申

今般、「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則第十二条第一項第五号により、下記の事項を意見具申いたします。

#### 記

1. 新天皇の即位・大嘗祭に対して、政教分離原則を構築する立場から、宗門としての反対声明を求めます。

現アキヒト天皇の生前退位を望む「おことば」を受けて、生前退位と来年 5 月 1 日に実施される皇位継承の準備が進められていますが、一国民として、真宗門徒として、これらをどのように理解すべきなのか、以下の点について宗門としての認識を公表し、宗門内の意識の共有を図られるべきではないでしょうか。

1) 「即位の礼」特に「即位礼正殿の儀」は国民主権の上から、問題が大きいこと。

この儀式は、新天皇が高御座に立って、天下国民を見下ろして即位したことを宣言し、内閣総理大臣がその言葉を畏みて拝受し、寿詞を上奏するという「君主」「臣下」の関係、天皇主権時代の遺物のままであり、国民主権の上からは重大な問題があります。

2) 「大嘗祭」は、新天皇がアマテラス以来の皇霊と新穀を共食するなどして、そのアマテラス以来の皇霊を身に付けて、神になるとされる儀式です。

これは「国の象徴」となる新天皇が神道儀式を経て神になる儀式であります。併せて、国事行為としないとしながらも、重要な儀式として多大な国費を支出することは、憲法第 20 条の信教の自由・政教分離原則に明確に違反します。

この神となった天皇を、国民は「国民統合の象徴」として受け容れなければなりません。これは憲法第 19 条に明記された国民の思想の自由、第 20 条および第 89 条に明

記された信教の自由を侵害し、政教分離に違反することになるのではないのでしょうか。更には第 99 条の憲法擁護義務にも抵触すると思われます。

親鸞聖人は、『教行信証・化身土巻』に「仏に帰依せば、つひにまたその余のもろもろの天神に帰依せざれ」、また「余道に事ふることを得ざれ、天を拝することを得ざれ、鬼神を祠ることを得ざれ、吉良日を視ることを得ざれ」と、真宗念仏者の基本姿勢を示されました。これを本願寺門徒は、「神祇不拝」という生活規範として受け止めてきました。

古来からケガレ・ハライ・キヨメという神道思想に支配されてきたこの国の宗教風土を、「神祇不拝」という仏教本来の縁起の道理に基づく生活規範によって批判する原理を拓いたのです。

「日本国民の統合の象徴」と憲法第 1 条に規定された天皇が、「大嘗祭」によって「神」となることは、私たち真宗門徒にとっては重大な内心の危機を憶えるものです。

「大日本帝国憲法」下なら表明しえなかったかも知れないこの問題を、国民主権の現憲法のもとでも何の意思表示もできないのならば、この宗門の存在意義はありません。これらについて、ご門主が示された「念仏者の生き方」の具体的な内容として、宗門の認識と、その実践を宗門内外に示すことが緊急に求められています。

以上のことについて宗門見解の公表を求めます。

## 2. 宗門をあげて性的少数者（LGBTQ）への差別問題に取り組むことを求めます。

私たち福岡教区のエリア内にある福岡市では、2018(平成 30)年 4 月より、「同性パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。現在、日本においても性的少数者（LGBTQ）（以下「性的少数者」）への取り組みが徐々に広がり、同様の制度を採用する自治体が増加しています。この制度を利用することによる法的な効力はまだ無いとされてはいるものの、性的少数者への差別や偏見を改め、多様性を認めあう社会へと変わりつつあります。

一方で、一部の国会議員や評論家から性的少数者を公然と差別する主張が行われて問題になったように、未だに偏見が根強い問題でもあります。本人が望まない形で自分が性的少数者であることを暴露されたことを苦に、自ら命を断つような事件もありました。当事者の中には今もなお、自らを暴かれると差別を受けるかも知れないという不安を抱いて自分自身を隠しながら生きなければならない状況があることでしょう。私たちの依りどころとする浄土三部経の『仏説阿弥陀経』にはお浄土の様子が説かれ

ており、色とりどりの蓮の花が「青色青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光」とそれぞれの色のまま光り輝いていることが示されています。これは「あらゆるいのちはそれぞれ違っているが、どのようないのちも、その違いのまま光り輝く尊い存在である」ということを示すもの、といただいております。性自認や性指向も、当たり前にあるその違いの1つにすぎません。

阿弥陀如来の慈悲のおこころに触れ、このようなお浄土の世界こそ「真実」であると仰ぎ、浄土往生の道を歩ませていただくのが念仏者です。性的少数者に対して「子を産まないから生産性がない」というような差別的発言、いのちを役に立つか立たないかで見るとような思想は、歴史的に多くの悲劇を生んできたという教訓からも、また、仏法に照らして考えてみても、到底看過できるものではありません。

その一方で、私たちも自分自身の足元から問い直してみる必要があるでしょう。これまでも性的少数者への差別問題について、龍谷大学や子ども若者ご縁づくり等、宗門内の個別の機関では取り組まれてきていますが、宗門全体で取り組まれているような動きにはなっていません。

以下に3点を挙げ、宗門をあげて性的少数者への差別問題に取り組んでいくことを求めます。

①性的少数者への偏見・差別に対する問題を、宗門をあげて取り組む。

②既に築地本願寺において同性婚の仏前結婚式が行われたように、宗派および本山本願寺が、現在行われている仏前結婚式を同性結婚にも対応することを明確に表明する。

③宗門が「自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」ため、性的少数者への差別問題に関して、念仏者としての立場からの発信を行う。

以 上